

## 令和元年地方分権改革に関する提案について(町村からの提案関係)

ー 重点事項のうち、新たな共同提案などを中心に掲載ー

令和元年8月29日(木)  
全 国 町 村 会

### 全体

#### 【提案団体数】

	平成30年		令和元年	
都道府県	46	14.7%	47	13.1%
市区町村	256	81.8%	282	78.3%
うち、市区	184	58.8%	186	51.7%
<b>うち、町村</b>	<b>72</b>	<b>23.0%</b>	<b>96</b>	<b>26.7%</b>
全国的連合組織等	11	3.5%	31	8.6%
合 計	313	-	360	-

※九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にもそれぞれ計上。

#### 【提案件数】

	平成30年		令和元年		うち、重点事項	
都道府県	160	50.2%	133	44.2%	22	40.0%
市区町村	201	63.0%	222	73.8%	36	65.0%
うち、市区	157	49.2%	168	55.8%	33	60.0%
<b>うち、町村</b>	<b>44</b>	<b>13.8%</b>	<b>54</b>	<b>17.9%</b>	<b>3</b>	<b>5.0%</b>
全国的連合組織等	96	30.1%	94	31.2%	18	33.0%
合 計	319	-	301	-	55	-

※共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
1	B 地方に対する規制緩和	東京都(宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、栗島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本市、宮崎県)	小学校専科教員に對する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合には、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	<p>【文部科学省】 ご要望いただいた教育職員免許法別表第8の改正については、平成31年4月17日に中央教育審議会に対して諮問を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中の、「新学習指導要領に示された児童生徒の発達段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員免許制度の在り方」においてご審議いただくこととしており、今後検討を進めてまいります。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
2	B 地方に対する規制緩和	出雲市(旭川市、大船渡市、秋田市、三鷹市、東村山市、福井市、軽井沢市、豊橋市、豊川市、田原市、亀山市、広島市、防府市、高松市、大牟田市、大村市、熊本市)	犬の登録情報の取扱いの変更	狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健康発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとすること。 (例) 登録頭数に含まないもの：年齢が20歳を超える犬であって、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき	<p>【厚生労働省】 最近の犬の寿命を考慮しつつ、登録から一定期間を経過した犬の原簿については、より適切な管理に向け必要な見直しを検討していく。 なお、所有者への通知に当たっては、必ずしも諸費用の発生する郵送手続きによる必要はなく、複数回にわたり連絡が取れない犬の所有者に対して、自治体の判断で郵送手続き等を行わないことも可能である。 また、御指摘の「直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていない」と認められるときについては、公衆衛生上の観点から年1回の飼いや犬の予防注射義務を飼い主に課しているため、その義務を5年間果たしていないことをもって登録頭数から除くのは望ましくないと考える。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
3	B 地方に対する規制緩和	出雲市(旭川市、盛岡市、秋田市、三鷹市、東村山市、福井市、軽井沢市、豊橋市、豊川市、田原市、亀山市、広島市、防府市、高松市、大牟田市、久留米市、大村市、熊本市、鹿児島市)	犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与	一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。 (例) 職権削除できるもの：年齢が25歳を超えるもの	<p>【厚生労働省】 最近の犬の寿命を考慮しつつ、登録から一定期間を経過した犬の原簿については、より適切な管理に向け必要な見直しを検討していく。 なお、所有者への通知に当たっては、必ずしも諸費用の発生する郵送手続きによる必要はなく、複数回にわたり連絡が取れない犬の所有者に対して、自治体の判断で郵送手続き等を行わないことも可能である。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
4	B 地方に対する規制緩和	出雲市(旭川市、盛岡市、秋田市、福島県、新潟市、 <b>軽井沢町</b> 、豊橋市、豊川市、亀山市、八尾市、防府市、高松市、大牟田市、熊本市)	狂犬病予防法に国外転出を義務化する	狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならぬという旨の条文を追記する。	<p>【厚生労働省】登録を受けた犬の所有者がその犬の所在地を国外へと変更する場合に、海外への渡航期間等を踏まえ、適切な登録変更が行われるよう対応を進めていく方向で検討を行いたい。</p> <p>【全国町村会意見】<b>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</b></p>
5	B 地方に対する規制緩和	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、 <b>大豊町</b> 、 <b>佐川町</b> 、 <b>榑原町</b> (苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、 <b>いの町</b> 、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市)	森林法に基づく行政による森林所有者等に関する情報の利用に緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	<p>【総務省】私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者は市町村林務部に届出義務があるため、同日以後に新たに森林の所有者となった者と解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。</p> <p>平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> <p>【農林水産省】現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができる。</p> <p>固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】<b>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</b></p>



管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
7	B 地方 に対する 規制緩和	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、福香川県、高知県、関西広域連合(福島県、島根県、岡山県、 <b>那賀町</b> 、高松市、熊本県、大分県)	へき地に おける 看護職 員等 医療従 事者の 派遣が 可能な 労働法 者派遣 法の規 制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	<p>【厚生労働省】 看護職員等が行う医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは、看護職員等が派遣業務を行う構成員が派遣労働者を特定できないこと。(特定できずとも派遣元事業主の都合によって派遣労働者が差し替えられる場合もあること。)</p> <p>②医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、その結果、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあることから、原則として禁止されている。</p> <p>また、看護職員の確保については、各都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用するなどして、都道府県ナースセンター等と連携しつつ、各種対策を実施していただいているところであるが、新たな取組として、へき地における看護職員確保等の課題について、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む「地域に必要な看護職の確保推進事業」を推進しており、平成30年度から岡山県、熊本県等5県において先行的な取組が行われている。例えば、熊本県においては、熊本県ナースセンターが事務局となり、熊本県、阿蘇地域の市町村、医師会等とともに、阿蘇地域の看護職の安定確保・定着について検討を行う場を設けて、セカンドキャリアの就業促進や、働き続けられる職場環境の整備等に引き続き取り組んでいると承知している。厚生労働省としては、本事業の推進に引き続き取り組んでいきたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
8	B 地方 に対する 規制緩和	<p>沖縄県介護保険広域連合(仙台市、八王子市、<b>栗島浦村</b>、石川県、長野県、浜松市、大阪府、大阪市、島根県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、<b>与那国町</b>)</p>	<p>居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間の延長</p>	<p>居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長してもらいたい。</p>	<p>【厚生労働省】            管理者要件の見直しは、管理者が主任ケアマネジャーの場合の方が、事業所内のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)の実施や、ケアマネジャーからのケアマネジメントに関する相談の時間を設ける割合が高くなっているという状況を踏まえ、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進させることにより、各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から導入したものである。            現在、管理者(主任ケアマネジャー)になろうとする者が必要な研修を円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、            ・地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減(会場借料や講師謝金の補助など)や            ・事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば、土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しており、まずはこうした取組を進めることが重要であると考えている。            その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】  <b>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</b></p>

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
9 181	B 地方 に対する 規制 緩和	島牧村	<p>指定小規模多機能型居宅介護の登録する登録定員超過時の介護報酬の減算の基準緩和</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。 (通いの定員については、現行18人以下のところ、21人まで) (過疎地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き) (関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うことも条件)</p>	<p>【厚生労働省】 小規模多機能型居宅介護は、家庭的な環境と顔なじみの関係のものでサービスの認知ケアに効果的であるという宅老所等の実践から生まれたサービス類型であり、そうした経緯や他の地域密着型サービスの定員を踏まえ、登録定員を29名以下と設定している。 登録定員を超えた場合は、サービスの質の低下を来すことから、災害時等やむを得ない場合を除いては報酬を減額することとしており、また、とりわけ小規模多機能型居宅介護においては、家庭的な環境やなじみの関係のものでサービスが提供されることから、慎重に検討する必要がある。 今般のご提案は、一定期間の経過後に事業所がコントロールして定員超過の状態を解消していくことは事実上困難であることから、当該取扱いは、実質的には恒常的な登録定員の拡大につながるものと考えられる。 登録定員の拡大については、第138回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年5月12日)において議論が行われ、「安全面、サービスの質という観点から極めて慎重に扱うべき」といった意見をいただいたことから、実施すべきでないとの結論を得たところである。 また、恒常的に利用者が見込まれる状況であるならば、いかに当該地域における介護ニーズに応じたサービス提供体制を構築していくかが検討されるべきであることから、小規模多機能型居宅介護事業所に限らず、他の居宅介護サービスの整備、サテライト型事業所の設置、基準該当サービス、離島等相当サービス、市町村特別給付といった既存の特例制度の活用や、地域医療介護総合確保基金による「介護施設等の整備に関する事業」の活用も含め、総合的な対応を検討していくべきものと考えられた。したがって、現時点においてご提案の取扱いを認めることは困難である。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

平成26年フオローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案団体	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」
町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	国土交通省	全国町村会 酒々井町	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用方針で定められた協議に当たつての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議のルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目的に必要な措置を講じ、同意を廃止する。

平成30年フオローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案団体	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」
地域の実情に応じてコミュニケーションバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	道路運送法第78条、道路運送法施行規則第3条の3、道路運送法施行規則第49条、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知)」、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成27年3月30日自動車局長通知)」、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等に於ける少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通知)」、「道路運送法第3条第1項第1号、道路運送法第9条の2、「一般貨切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成26年3月26日自動車局長通知)」、「都市計画法第29条第1項第3号、都市計画法第29条第1項第1項第6号	国土交通省	全国知事会 全国市長会 全国町村会	(1)道路運送法 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等に於ける少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たつて必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。 (2)都市計画法 地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事業又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。

## 令和元年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

#### 全国町村会

- ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・ 技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。